

総合取引約款

第1章 総合取引口座

第1条 (約款の趣旨)

この総合取引約款は、お客様（以下「申込者」という。）とヘッジファンド証券株式会社（以下「当社」という。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものであります。

第2条 (総合取引口座の利用)

申込者は、総合取引約款及び別に定める各約款に基づいて次の各号に掲げる取引をご利用いただけます。但し、メール会員はご利用できません。

- (1) インターネット取引
- (2) 外国証券取引
- (3) 書面等の電子交付
- (4) 代金受取先指定方式
- (5) 特定口座取引

第3条 (総合取引口座のお申込み)

申込者は、当社所定の方法により、当社に総合取引口座を申し込むものとし、当社が承諾した場合に限り総合取引口座を開始することができます。

2 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、いかなる理由があっても前項の承諾をしないものとします。なお、以下の各号に該当しない場合であっても、当社は承諾をしないことがあります。

- (1) 申込者又は申込者の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋又はこれらに準ずる者等反社会的勢力であることが判明した場合
- (2) その他、当社が取り決めるところに照らして不適格と判断した場合

3 当社が、申込者のお申込みを承諾した場合は、直ちに申込者の取引口座を開設いたします。（以下「総合取引口座」という。）

4 総合取引口座をお申込みいただく際、総合取引約款の各章に定めるところにご同意いただいたうえ、本章第2条(1)、(2)、(3)及び(4)の取引についても同時にお申込みをいただくものとします。

5 法人の申込者は前項に加え法人口座取扱約款にも同意いただくものとします。

第4条 (電子交付のお申込み)

電子交付のご利用は、「第4章 書面等の電子交付取扱約款」に定めるところに基づき、電子交付についてご理解いただき、その内容にご同意をいただいたうえ、お申込みいただきます。

第5条（本人確認書類の受入れ）

当社は、犯罪による収益の移転防止に関する法律及び同法施行令・施行規則等に基づき、当社が定める本人確認書類を提出していただくなど、総合取引口座のお申込み者が申込者ご本人であることを確認させていただきます。

- 2 当社は、申込者に本人確認書類のご提出をいただけない場合、又は本人確認書類に記載された氏名、住所、生年月日と異なる内容での総合取引口座のお申込みはお受けできません。

第5条の2（共通番号の届出）

申込者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、申込者の共通番号を当社に届出るものとします。

- 2 当社は、申込者に番号法その他の関係法令の規定に基づき当社が定める本人確認書類を提出していただくなど、番号法その他の関係法令の規定に従い、申込者の本人確認を行うものとします。当社で申込者の本人確認ができない場合、総合取引口座のお申込みはお受けできません。

第6条（お届け事項の変更）

氏名、住所、共通番号の変更など、当社へお届けいただいた事項に変更があったときは、申込者は所定の手続きによって遅滞なく当社にお届けください。

- 2 お申し出があったときは、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書、個人番号カードその他当社が必要と認める書類などをご提出いただきます。

第7条（総合取引口座のご解約）

総合取引口座は、以下の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

- (1) 申込者から、当社の定める方法により総合取引口座解約のお申し出があったとき
- (2) 申込者が非居住者となり、居住者に復帰する見込みがなくなったとき
- (3) 申込者がこの約款の変更に同意しないとき
- (4) 法令諸規則などに照らし合理的な事由に基づき、当社が申込者に対し一定の猶予期間をおいて解約を申出たとき
- (5) 申込者が、当社との取引において脅迫的な言動又は暴力的な行為をした場合において、当社が解約を申し出た場合、その他やむを得ない理由により、当社が申込者との取引の継続が望ましくないと判断した場合において、当社が解約を申し出たとき
- (6) 申込者及び申込者の代理人が暴力団員、暴力団関係者又はいわゆる総会屋等の社会的公益に反する行為をなす者であると判明し、当社が解約を申し出たとき

(7) 当社が総合取引口座に関する業務を営むことができなくなったとき、または当該業務を終了したとき

第2章 ご購入及びご売却のお申込み

第8条 (お申込みの受付け)

ご購入及びご売却（以下「お取引」という。）は、申込者ご本人からお申込みをいただくほか、インターネット取引約款に定めるところに基づきお受けします。

2 受付時間、受付金額などお申込みに関するお取り扱い方法は、当社が定める範囲といたします。

第9条 (契約締結前交付書面の交付等)

投資信託の購入に係る申込みをいただくときは、あらかじめ、または同時に、当該投資信託の契約締結前交付書面（交付目論見書および目論見書補完書面）を交付し、受領されていることを当社所定の方法により確認させていただきます。なお、契約締結前交付書面の受領の確認が出来なかったときは、当該お申込みはお受けできません。

第10条 (ご購入)

当社は、申込者よりあらかじめご購入申込みに係る金銭（手数料（税込）を含む）をお受けした場合にのみ、ご購入申込みを受けることができます。

2 当社は、申込者よりの金銭を当社で確認でき次第、当社ホームページ上の申込者専用ページ（以下「マイページ」という。）に反映させますので、反映後にご購入のお申込みができます。

第11条 (ご売却)

当社は、申込者からご売却の申込みをお受けした場合、販売用資料および目論見書（交付・請求）に定めるところに基づき、売却を行います。

2 売却代金から、税金などを差し引いた金額をお支払いいたします。

第3章 金銭の取扱い

第12条 (ご入金)

お買付の申込みに係る金銭のご入金は、総合取引口座の開設時に、申込者ごとに当社が指定した金融機関口座に振り込む方法で行っていただきます。

2 金融機関口座への振込手数料は、申込者にご負担いただきます。

第13条 (お支払)

申込者へのお支払代金等は、当社に総合取引口座をお申込みいただく際、同時にお申込みい

いただいた代金受取先指定方式に基づき、当該金銭のお支払日に、お支払すべき金額を、お届けいただいた代金受取口座へ振込によってお支払いします。

第4章 報告・連絡

第14条（契約締結時交付書面の交付等）

当社は、お申込みいただいたご購入又はご売却に係る取引が成立したときには、遅滞なく契約締結時交付書面（以下「取引報告書」という。）を申込者に交付いたします。

第15条（取引残高報告書）

当社は、法令諸規則の定めるところに基づき定期的に、申込者のお取引内容及びお取引後当社において管理する投資信託の残高を記載した取引残高報告書を3ヶ月（直近に取引残高報告書を作成した日から1年間申込者との間でお取引が成立しておらず、または当該受渡しを行っていない場合であって、投資信託の残高があるときには、当該日から1年を経過する日）ごとに交付いたします。

- 2 取引残高報告書を交付した後、30日以内にご連絡がなかったときは、当社はその記載事項すべてについてご承認いただいたものとさせていただきますので、取引残高報告書を受取られた場合は、速やかにその内容をご確認ください。

第16条（電子交付サービスのご利用）

第14条及び第15条に定める取引報告書及び取引残高報告書については、書面等の電子交付取扱約款に定めるところに基づいて、交付することができます。

第17条（お問合せ）

当社からの報告・連絡の記載内容等についてご不明な点があるときは、すみやかに当社へ直接ご照会ください。

第5章 雑則

第18条（免責事項）

当社は、以下の各号に該当した場合に申込者に生じた損害については、その責を負いません。

- (1) ヘッジファンド証券ホームページの画面から入力されたID、ログインパスワード及び取引認証番号があらかじめ当社に登録されているID、ログインパスワード及び取引認証番号と一致していることを確認して当社がお取引を受付けしたとき
- (2) また、前号に定めるところに基づき、申込者ご本人と相違すると当社が判断し、お取引を受付けなかったとき、または金銭のお支払いをしなかったとき

- (3) 天変地異、政変、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖など、不可抗力と認められる事由により、総合取引約款に定めるお取引の実行、金銭の授受及び投資信託の寄託の手続き等の遅延又は不能となったとき
- (4) 通信回線、通信機器、インターネット若しくはコンピューターシステムなどの障害若しくは瑕疵又は第三者による妨害、侵入若しくは情報改変などによって生じた伝達遅延、不能、誤作動又はその他の一切の不具合によって生じたとき
- (5) 申込者からのお取引のお申込みが、当社の重大な過失によらないシステム上の制限エラー、内容の瑕疵などにより実行されなかったとき

第19条 (約款の変更)

総合取引約款の内容は、法令諸規則の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときには変更することがあります。

- 2 変更の内容が、申込者の従来の権利を制限する若しくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、その内容をご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更にご同意いただいたものとして取扱います。